

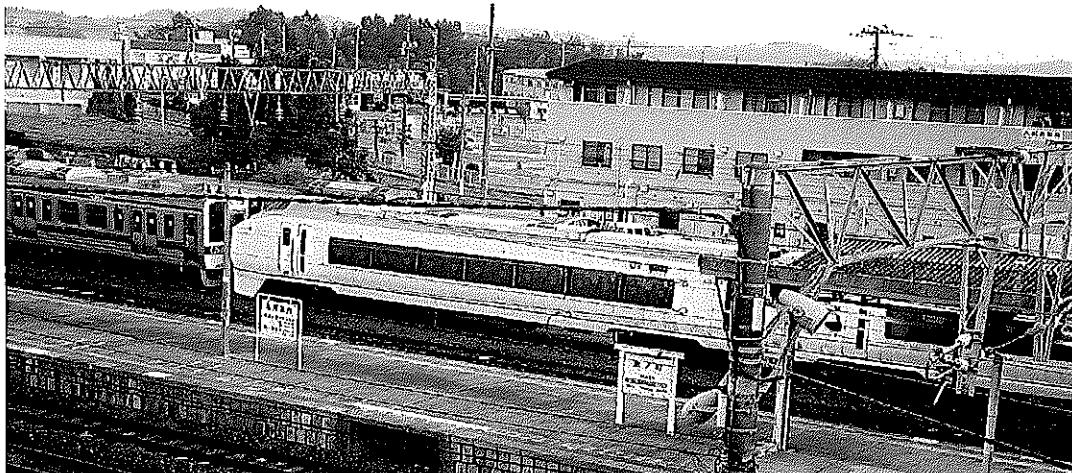
群馬司法書士新聞

発行所 群馬司法書士会
発行人 岡住貞宏 編集人 島田貞夫 2012年10月10日発行 No.19

震災対策特別号

本宮市・被難者の集い
カメラが見た(相馬・南相馬編)
県内避難者の集い

時間だけが過ぎていく 動けぬ電車が語るものとは



常磐線原ノ町駅構内に止まったままの特急
「スーパーひたち」上野行き
(2012年9月30日撮影)



1年前の「スーパーひたち」 新聞第1号に同じ写真が
掲載されている
(2011年4月15日撮影)

置き去りにされた車両が朽ち果てていく・・・。かつては「スーパーひたち」として白い車体を煌かせ、風を切りながら福島県を走っていた電車が原ノ町駅の構内に放置されている。この場所に止まったまま既に1年半の時は流れた。白い車体は灰色に汚れ、もはや自走もできない。

放置されているのは、果たして電車だけなのか?「避難者が世間から置き去りにされているようだ。」「この1年半で、被災者は、国がなにもしてくれないことがわかった。」1年半という時間が経過したものの、電車が古びる以外なにも変わっていないこの風景を目の当たりにして、避難者の発言が頭の中にこだました。

原発避難者の集い in 本宮

避難者の眞の救済を考えるならば 避難者の声をもっと聞くべき

さる10月6日、福島県内では2回目の「集い」である「原発避難者の集いin本宮」が開催された。今回はラジオ福島のご好意で、当日朝8時半に、このイベントについてのかなり詳細な案内がオンエアされた。そのため来場者の増加を期待したが、前回の数字はやや上回ったものの、参加者の数は10名とやや残念な結果だった。（同時に開催された相談会へは6名

の参加者があった。）

内容的には、前回同様かなりの盛り上がりを見せ、活発な話し合いが行われた。また、当日は兵庫県司法書士会の会員も相当数参加したため、阪神淡路大震災のときはどうだったのか、というような避難者からの質問も出た。



幸いなことに、仮設住宅の設備については、本紙で問題にした風呂の追い炊き設備が設置されたり、物置として空き部屋が貸し与えられるなど徐々に改善されている点もあるようだ。

しかし、勿論、仮設住宅での生活にストレスがなくなったわけではない。当日、会場周辺の仮設住宅訪問の最中に相隣関係のトラブルを自治会の皆さんから相談された。また、「提灯が噛み付いてくるような夢を見る。」とか「夜眠れない。」など精神上の不安を訴える人もいて、多くの人が精神科で薬を処方してもらっているようである。狭い仮設住宅に押し込められた生活は、避難者の方々に相当のストレスを与えていることは間違いない。

そのうえ、将来の生活がどうなっていくのかが具体的な形として見えてこない点が一番大きな負担となっている、と多くの方々が語っていた。「単にお金の問題ではなく、選択肢が欲しい」という方もいた。これは行政がこの問題の解決策として、避難者の地元への早期帰還、賠償の終了という形で収束を計ろうとしていることから出てくる意見であろう。「線量が高いところに無理に帰そうとするのか。」

地元へ帰れるならばそれでよいではないか、と外部の人間は考えてしまいがちだ。もちろん避難者も元の場所に帰りたいのは山々だ。当日も、避難中に亡くなったお母様の遺骨を

「未だに納骨できない。」と嘆く人もいたくらいで、当然、避難者は皆昔の生活に戻りたいと思っているだろう。

しかし、それは地元へ帰って「普通の」生活ができる、ということが大前提である。昔のような仕事があるのか、子供達は帰って来られるのか、本当に安全な生活環境なのか？さまざまな疑問に納得・安心できる回答は用意されていない。

ただ漫然と時間ばかりを浪費する政治、行政への不満が多い。「国や議員は『任せておけ』とか『被災者を守る』というが、結局何も進まない。」あまりの無策に政治への信頼は地に落ちている。ほとんどの被害者は、「正当な賠償を受けることをあきらめている。」状況であるという。現在問題になっている「復興関連予算」が、ほとんど関係ないものへ支出されているなど、復興を食い物にしているとしか言いようがない。「純粋に復興に使って欲しい。」という意見は当然だろう。

「我々が避難者の会を作つてやるしかない」そういう意見も出された。その人は「東電から一時的に賠償を受けただけでは生活できない人もいる。今まで、生活基盤についていたところを離れ、全く別の仕事に就くということに順応できない人もいる。そういった人の生活を保障する法律の立法を目指し署名活動をしている。」という。

しかし、その作業も簡単ではない。避難者の中には立場が異なる人も多く、活動のなかで、避難者同士の喧嘩になってしまふこともあるという。「やることがないから人間がだめになる。」「なかには、家族一人10万円の賠償金もらって、こんなに昔はもうからなかった、という人もいる。」賠償はずつと続くものではない。避難者自身の自立もまた求められている。



また、以前近所にいた人の連絡先を役場が教えてくれないなど、個人情報保護法も、避難者組織作りの壁になっている。最近は役場が本人に電話をして、「教えていい」といった場合は教えてくれるなど、多少柔軟な対応もされているようである。しかし、それでも避難者の組織を作ろうとしている人達にとっては活動を難しくする条件のひとつとなっているようだ。

積極的に動こうとする人たちにとっては、国や行政がやっていることは、むしろ避難者の団結を妨げる行為、分断しようとする行為に映っている。参加者の一人からは「行政は被害者の会を害だと思っている。」と発言した。避難者の実感であるのだろう。しかし、国は避難者と争うべき立場ではない。避難者の声を聞かずして、避難者の真の救済などできるわけがない。

(みやざわ ひとし)

カメラが見た「仮設住宅巡回訪問」相馬・南相馬編

さる9月29日(土) 30日(日) と2日間にわたり、相馬市と南相馬市の仮設住宅を巡回訪問してきました。中通り郡山市、二本松市、福島市等々を最初の訪問地としたのが昨年9月。それから1年にわたり会津地方、浜通りと仮設住宅巡回訪問をしてきました。様々な避難者の方々の声を聴き、新聞発行の原動力にさせていただきました。今回の訪問で一区切りとさせていただきます。大変ありがとうございました。訪問した仮設住宅には毎月、新聞を郵送させていただいている。新聞を届け、ホットラインを通じて皆様方の声を聞く。我々司法書士の声と皆様方の声が循環し繋がる。これからも皆様方との繋がりを大切にして行きたいと思っております。



仮設住宅案内図の前でグループごとに訪問先を決める。



今回は神奈川県司法書士会からの参加（左）もあった。



浜通りの温暖さ故か、花が咲き乱れていた。



集会所でラジオ福島主催のカラオケ大会をやっていた。室内は満員で入口付近まで人があふれていた。



集会所の外にいた人に話を聞く。「やはり、浜通りはいいね。仮設はいただけないけれどね」

県内避難者の集い

群馬県内避難者のための 「ぐんま暮らし応援会」が発足

さる9月14日、高崎市役所にて、創立総会を行い、「ぐんま暮らし応援会」が正式に設立され、活動を開始いたしました。ぐんま暮らし応援会は、東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故により、群馬県内に避難している被災者・避難者のための生活支援、就労支援、法的支援その他の必要とされる支援を実施するとともに、避難者支援のために活動している県内の各種団体の活動を支援することを目的としています。

これまで、県内では、当会のほか、各種ボランティア団体、NPO法人、社会福祉協議会をはじめとする様々な団体が避難者支援に取り組んできていますが、各団体がそれぞれ個別の活動を実施しており、必ずしも、各支援団体間での連携が十分に図られてこなかった面は否めません。そこで、各支援団体間及び自治体、企業、教育機関等との連携、協力、情報共有を促進するための機関の設立が待たれていたところであり、ぐんま暮らし応援会の設立に至った経緯もそこにあります。今後は、避難者支援に取り組む多くの各種団体がぐんま暮らし応援会に入会され、より効果的な避難者支援が実施されることが期待されます。

ぐんま暮らし応援会発足後、最初の県内避難者の集いが9月23日(日)、高崎市役所で開催されました。本降りの雨の1日でしたが、8人の避難者の方々が参加されました。避難元は浪江町、富岡町、大熊町、福島市、南相馬市と様々でしたが、すぐに打ち解け合い、お互いの近況から話が進みました。

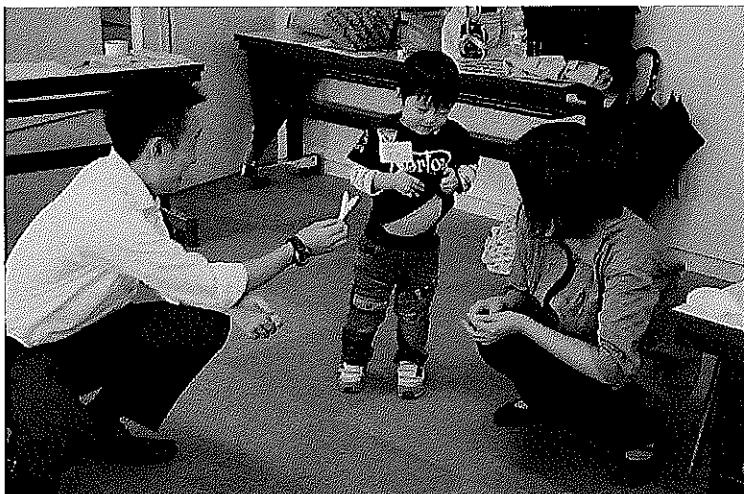


話は近況から将来のことまで果てしない

「一時帰宅で戻ってみると雨漏りやカビ等でだいぶ家が傷んでいます。今から補修しても今は家には戻れませんから、5・6年先の帰郷となって家を補修しても住める状態になるのか疑問です。豚が家に入っているという話も聞きます。そのような状況では到底帰ることはできません。」

「今、箱で囲まれたような団地で生活を送っていますが、以前の生活は自然がいっぱいの庭のついた家で、土いじりをすることのできるところに住んでいたということもあり、早く自然が多いところで生活したいと思うようになっています。」

「スーパーでお米を買うという感覚がなかったので、群馬に来てお米の値段の高さに驚きました。やっと慣れてきた状況です。」



避難者の方の子供をあやすN P O職員

「両親と家の状態を見に行つた際に、ハローワークに寄つてみました。しかし、35～6歳位になるとなかなか就職先がないのが現状です。少しでも生活が成り立つような仕事を探したいと思っています。一方で就職先等を福島県内で探すとなると放射線のことがあり、子どものことも考える心配です。」

「地元の仕事は、除染などの仕事しかない。仮の町ではなく、若い人達の雇用の場を作つてほしいと思います。」

「地元では放射能濃度が少しずつ上がっています。福島原発は収束しているわけではないという事を身に染みて感じます。」

「除染をすれば大丈夫ということも聞きますが、除染をしても線量が上がり続けているところもあるといわれています。」

「線量が低いところにずっといることは体にどのような影響があるのか、大丈夫なのか心配です。今まで国や東京電力は正確な事を言ってこなかつたので信じられません。今でも群馬で大丈夫なのか、鹿児島をはじめ、遠くに避難した人がいたが私もそうしたほうがよかったですのではないかと考えてしまいます。」

話は避難元の自宅が荒れ果てていく状況、決して低くはない線量、除染に対する疑問、そして帰町、帰村の問題。時間が過ぎれば過ぎるほど事態は深刻になり、判断に苦慮する避難者。参加者の方々はお互い静かに語りあい、耳を傾けあっているが、会場は怒りが熱気となって渦巻いている。冷たい大粒の雨が会場の窓をたたき濡らしていた。

(にしかわただし・しまださだお)

動きはじめた

「原発事故賠償請求支援司法書士団」

新聞の16号、17号でお知らせしてきた「支援司法書士団」が動き始めました。9月に設置した専用フリーダイヤルには、これまで6件の相談が寄せられています。相談者は、群馬県内への避難者が3名、中通りの仮設から2名、浜通りの仮設から1名です。

東電に対する補償請求をしても、納得のいく賠償が得られなかったという内容の相談が5件、生活再建に必要となる財物保証に関する相談が1件です。

支援司法書士団としては、基本的に「紛争解決センター」を利用した手続きから支援を始めます。まず電話担当者が事情をお聞きし、その方の担当司法書士を決めて、担当司法書士から連絡を取り、さらに詳細なご事情や、お持ちの書類などを提供していただき、代理（140万円以下）または書面作成の形で支援を行います。

すでにお知らせしたとおり、支援司法書士団の支援活動は基本的に無償です。なお、司法書士が行う紛争解決センターでの手続きについて、「法テラス」の援助を受けることが可能となりました。そこで、皆様のご事情に応じ、法テラスによる援助の利用をお願いすることがあります。

東電の補償に納得できない方、個別の事情に即した損害賠償をしたいとお考えの方、東電が示している賠償基準に該当しない方など、東電に対する損害賠償をお考えの方は、どうかご遠慮なく、下記の専用フリーダイヤルにお電話ください。

専用フリーダイヤル

0120-440-744

群馬司法書士会震災対策活動記録（平成24年9月）		
日付	種別	時間
2012/9/01 (土)	南相馬復興支援事務所相談会	10:00~
2012/9/03 (月)	被災者支援ホットライン当番	10:00~13:00 13:00~16:00
2012/9/04 (火)	被災者支援ホットライン当番	10:00~13:00 13:00~16:00
2012/9/05 (水)	被災者支援ホットライン当番	10:00~13:00 13:00~16:00
2012/9/06 (木)	被災者支援ホットライン当番	10:00~13:00 13:00~16:00
2012/9/07 (金)	被災者支援ホットライン当番	10:00~13:00 13:00~16:00
2012/9/10 (月)	被災者支援ホットライン当番	10:00~13:00 13:00~16:00
2012/9/11 (火)	被災者支援ホットライン当番	10:00~13:00 13:00~16:00
	震災対策本部会議	18:00~
2012/9/12 (水)	被災者支援ホットライン当番	10:00~13:00 13:00~16:00
2012/9/13 (木)	被災者支援ホットライン当番	10:00~13:00 13:00~16:00
2012/9/14 (金)	被災者支援ホットライン当番	10:00~13:00 13:00~16:00
2012/9/18 (火)	被災者支援ホットライン当番	10:00~13:00 13:00~16:00
2012/9/19 (水)	被災者支援ホットライン当番	10:00~13:00 13:00~16:00
2012/9/20 (木)	被災者支援ホットライン当番	10:00~13:00 13:00~16:00
2012/9/21 (金)	被災者支援ホットライン当番	10:00~13:00 13:00~16:00
2012/9/23 (日)	ぐんま暮らし応援会 県内避難者の集い 於：高崎市役所	
2012/9/24 (月)	被災者支援ホットライン当番	10:00~13:00 13:00~16:00
2012/9/25 (火)	被災者支援ホットライン当番	10:00~13:00 13:00~16:00
	震災対策本部会議	18:00~
2012/9/26 (水)	被災者支援ホットライン当番	10:00~13:00 13:00~16:00
2012/9/27 (木)	被災者支援ホットライン当番	10:00~13:00 13:00~16:00
2012/9/28 (金)	被災者支援ホットライン当番	10:00~13:00 13:00~16:00
2012/9/29 (土)	相馬市・南相馬市 仮設住宅巡回法律相談	終日
2012/9/30 (日)	相馬市・南相馬市 仮設住宅巡回法律相談	終日

* 次号の特集予告 *

今年の4月1日以降、区域見直しが行われた。これに伴い警戒区域も縮小され、より深く立ち入ることができるようになった。我々、新聞取材班は、警戒区域周辺の現状を伝えるべく現地に入った。そこは、人の気配もなく、「セイタカアワダチソウ」が繁茂する荒れ果てた農地が広がっていた。これらの詳細は次号で
フォト・ルポルタージュ特集として皆様にお伝えいたします。

次号では

『警戒区域周辺の現状を探る』

を特集いたします。

群馬司法書士新聞震災対策特別号のバックナンバーは
群馬司法書士会ホームページで見ることができます。
第1号から掲載されています。是非ご覧下さい。

司法書士 被災者支援ホットライン

フリーダイヤル


0120-313-633

(通話料無料)

月～金曜日(祝日を除く)午前10時～午後4時

<ご相談内容>

- 原発補償請求手続のご相談
- 「二重ローン」問題のご相談
- 震災関連の各種法律相談・手続相談
- 「心の問題」についてのご相談
- 生活上の困りごと全般についてのご相談

群馬県内に避難されている皆様へ 「こまりごと相談会」開催について

群馬司法書士会では「こまりごと相談会」を開いています。
原発賠償問題を始め、様々な「困りごと・心配ごと・悩みごと」の相談に
応じております。

相談は個別面談で行います。避難者の方々の希望があれば当会から相談員を無料で派遣いたします。相談場所は避難されている方々の希望で場所は問いません。

例えば、避難されている住居に当方から訪問して相談に応じます。費用は一切かかりませんので、是非ご連絡を下さい。お待ちしております。

詳細は下記にお電話ください。

027-224-7763